## 第3章 平成16年度モニタリング調査結果

## (1)調査目的

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(平成16年5月17日発効。以下「POPs条約」)対象物質並びに同条約対象候補となる可能性のある物質、化学物質審査規制法第1、2種特定化学物質及び第2種監視化学物質のうち環境残留性が高く、環境基準等が設定されていない物質で、環境実態の経年的把握が必要な物質について経年調査(モニタリング)することを目的とする。

POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

## (2)調査対象物質及び調査地点

平成16年度のモニタリング調査は、平成16年度化学物質環境実態調査物質選定検討会において検討のうえ選定された物質・媒体の中から、次の11物質(群)延べ43物質(群)・媒体について調査を実施した。これらのうち、POPs条約の対象物質はPCB類、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類、クロルデン類、ヘプタクロル類、トキサフェン類、マイレックスである。その他の対象物質は、HCH類、ヘキサプロモベンゼン及びジオクチルスズ化合物である。

物質調查番号	調査対象物質	媒体			
		水質	底質	貝類・魚類・ 鳥類	大気
1	PCB類(総量、1~10塩化物の同族体及び14種類のコプラナーPCB)				
2	H C B (ヘキサクロロベンゼン)				
3	ドリン類				
	アルドリン,ディルドリン,エンドリン				
4	DDT類				
	ho, ho' -D D T、 $ ho, ho'$ -D D E、 $ ho, ho'$ -D D D , $ ho, ho'$ -D D T、 $ ho, ho'$ -D D E 、 $ ho, ho'$ -D D D				
5	クロルデン類				
	trans -クロルデン、cis -クロルデン,				
	trans -ノナクロル、cis -ノナクロル、				
	オキシクロルデン				
6	ヘプタクロル類				
	ヘプタクロル、				
	trans ヘプタクロルエポキシド、cis ヘプタクロルエポキシド				
7	トキサフェン				
	2 endo,3 exo,5 endo,6 exo,8,8,10,10 オクタクロロボルナン(Parlar -26)				
	2 endo,3 exo,5 endo,6 exo,8,8,9,10,10 -ノナクロロボルナン(Parlar 50)				
8	2,2,5,5,8,9,9,10,10 -ノナクロロボルナン(Parlar 62) マイレックス				
9	HCH(ヘキサクロロシクロヘキサン)類				
10	-HCH, -HCH, -HCH				
10	HBB(ヘキサブロモベンゼン)				
11	有機スズ化合物				
	DOT(ジオクチルスズ化合物)				

調査地点は図3-1~図3-4のとおりであり、水質は40地点(図3-1)、底質は63地点(図3-2)、生物(貝類・魚類・鳥類)は22地点(図3-3)、大気は37地点(図3-4)で実施した。また、調査対象物質は媒体別に全地点同一であった(水質・底質・生物: 11物質(群)、大気: 10物質(群))。



図3-1 平成16年度 モニタリング調査地点(水質)

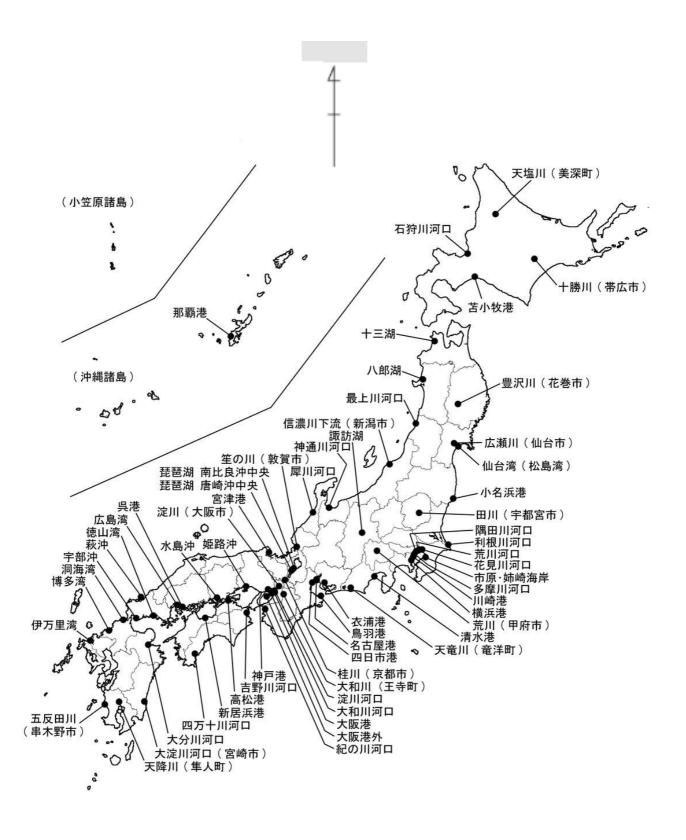


図3-2 平成16年度 モニタリング調査地点(底質)



図3-3 平成16年度 モニタリング調査地点(生物(魚類・貝類・鳥類))

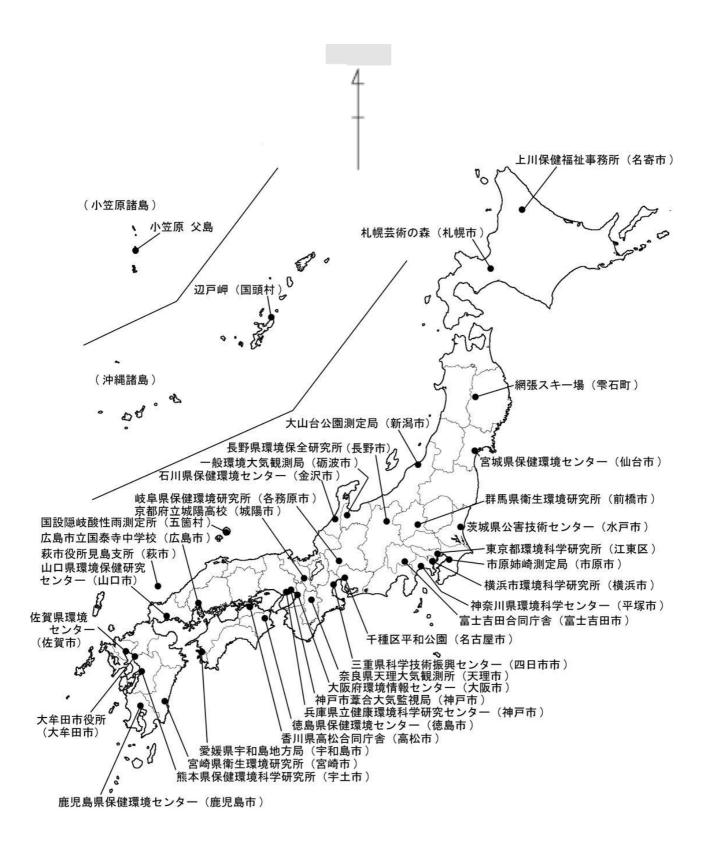


図3-4 平成16年度 モニタリング調査地点(大気)